

証券コード 7555
2020年6月12日

株主各位

東京都大田区東海二丁目2番1号
株式会社 大田花き
取締役兼代表執行役社長 磯村信夫

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記により開催いたしますので、
ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止の観点から、株主の
皆様には、極力、書面により事前の議決権行使をお願い申しあげますとともに、
株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使
書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月26日（金曜日）午
後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2020年6月27日（土曜日）午前10時30分
(受付開始予定 午前9時30分)
2. 場 所 東京都大田区東海三丁目2番1号
東京都中央卸売市場大田市場
事務棟2階 大ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第32期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業
報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員
会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第32期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算
書類報告の件
- 決議事項
議案 取締役8名選任の件

以上

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://otakaki.co.jp>）に掲載させていただきます。

〈新型コロナウイルスへの対応につきまして〉

- ・新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、可能な限り、書面により事前の議決権行使をお願い申しあげます。
- ・株主総会にご参加いただく株主様におかれましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮くださいますようお願い申しあげます。
- ・役員および当社運営スタッフにおきましては、マスクを着用して対応させていただく予定ですのでご理解のほどお願い申しあげます。
- ・感染リスク低減対策として、座席の間隔を広くすることから十分なお席が確保できない可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合は、会場への入場を制限する場合がございますので、何卒ご容赦くださいますようお願い申しあげます。
- ・本総会においては、感染リスク低減のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://otakaki.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 当社グループの事業の経過およびその成果

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移していたものの、2019年10月には消費税増税により個人消費は落ち込み、2020年に入ると新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により経済活動は抑制され急激に悪化し、予断を許さない状況です。

花き業界はクリスマス・正月需要の12月と卒業式・春彼岸需要の3月が最大の需要期です。2020年の正月は令和初めての正月という事もあり、松・千両をはじめ堅調市況が続いたものの、消費税増税のあおりを受け消費は弱く12月の売上は伸び悩みました。3月は新型コロナウイルス感染拡大の影響で卒業式や歓送迎会、イベント等の中止・延期が相次ぎ、全国的な経済活動自粛の中、花きの流通量は激減し売上は大幅に減少しました。

このような状況の中、経済的成果には表れなかったものの、産地や花店チェーン会社、ブーケメーカー、量販店と協働する機会を増やして結びつきを深め、事業の足場をしっかりと固めてまいりました。

厳しい環境の続く花き業界ですが、高まる家庭需要や多様化するニーズに応えるべく、そしてステークホルダーの皆様の負託に応えるべく前進してまいります。

このような結果、当連結会計年度の業績は、売上高24,906,260千円（前期比2.2%減）、営業利益8,357千円（同59.9%減）、経常利益は71,847千円（同48.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は48,802千円（同40.2%増）となりました。

なお、当社グループは花き卸売事業单一セグメントであるため、セグメント別の記載は行っておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は135,085千円であります。

その主なものは、当社の自動仕分設備の維持、補強、受発注システム構築であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

① 当社グループの財産および損益の状況

区分	第29期 (2017年3月期)	第30期 (2018年3月期)	第31期 (2019年3月期)	第32期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高(千円)	26,995,849	25,375,961	25,468,235	24,906,260
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	30,798	77,946	34,810	48,802
1株当たり当期純利益(円)	6.05	15.32	6.84	9.59
総資産(千円)	9,999,721	10,015,774	9,985,556	8,792,422
純資産(千円)	4,646,228	4,662,720	4,636,478	4,624,228
1株当たり純資産(円)	913.14	916.47	911.32	908.91

② 当社の財産および損益の状況

区分	第29期 (2017年3月期)	第30期 (2018年3月期)	第31期 (2019年3月期)	第32期 (当事業年度) (2020年3月期)
売上高(千円)	26,108,372	24,577,968	24,605,950	23,978,218
当期純利益(千円)	30,692	76,423	50,118	34,485
1株当たり当期純利益(円)	6.03	15.02	9.85	6.78
総資産(千円)	9,942,489	9,960,403	9,951,111	8,731,354
純資産(千円)	4,818,895	4,833,863	4,822,930	4,796,363
1株当たり純資産(円)	947.08	950.11	947.96	942.74

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
株式会社九州大田花き	15,000千円	100%	花き卸売・問屋業
株式会社大田 ウィングス	15,000千円	100%	不動産賃貸業

(注)当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

花き業界は、国内花き生産者の高齢化による生産の減少、花き小売商高齢化による廃業、人口減による地方都市経済の縮小など楽観を許さない状況となっております。更に卸売市場制度の規制緩和等により、一層優勝劣敗の傾向が強まっております。

このような状況下、当社グループとしましては、社会インフラである卸売市場を基軸として、生活者に求められる商品の供給・提案を行なうとともに、新たな需要を掘り起こすべく、消費活動を牽引する取り組みを行なってまいります。また、利益率の向上、収入の多角化、そしてグローバル化への対応を行ない、併せて業界の構造改革、再編に進んで取り組んでまいります。

これらを実現するためにも一層のコーポレート・ガバナンスを徹底し、同時に品質、情報、流通の管理ビジョン「確実なパワーク」を明確にし、経営機能を強化してまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

- ・花き卸売事業

花きおよびその加工品の受託販売ならびに購入販売等

(6) 主要な事業所（2020年3月31日現在）

①当社

本社：東京都大田区

②子会社

株式会社九州大田花き 本社：福岡県福岡市博多区

株式会社大田ウイングス 本社：東京都大田区

(7) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

①当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
197名	1名減

- (注)1. 上記のほか、パートアルバイトとして14名（1日8時間換算による月平均人数）、
参与として1名がおります。
2. 上記従業員数は無期契約社員を含めたものとなっております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
188名	3名減	40.1歳	14.4年

- (注)1. 上記のほか、パートアルバイトとして13名（1日8時間換算による月平均人数）、
参与として1名がおります。
2. 上記従業員数は無期契約社員を含めたものとなっております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	780,000千円
株式会社三井住友銀行	683,970千円
株式会社みずほ銀行	478,308千円

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
(2) 発行済株式の総数 5,500,000株
（自己株式 412,326株を含む。）
(3) 株主数 869名
(4) 大株主（上位11名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社大森園芸ホールディングス	1,640千株	32.23%
東京青果株式会社	500	9.82
小杉圭一	480	9.43
株式会社大森園芸	400	7.86
柴崎太喜一	199	3.91
大田花き従業員持株会	160	3.15
磯村信夫	160	3.14
株式会社都立コー ポレーション	156	3.06
株式会社南関東花き園芸卸売市場	105	2.06
札幌花き園芸株式会社	100	1.96
株式会社花満	100	1.96

(注) 1. 当社は、自己株式を412,326株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式(412,326株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および執行役の状況 (2020年3月31日現在)

① 取締役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役	磯 村 信 夫	取締役会会長 指名委員長 報酬委員長	株式会社大森園芸取締役 花き施設整備有限会社取締役 株式会社大田花き花の生活研究所取締役 株式会社大田ウィングス代表取締役社長
取 締 役	中 山 俊 博	指 名 委 員 報 酬 委 員	
取 締 役	奥 野 義 博	指 名 委 員 監 査 委 員	
取 締 役	菊 田 一 郎	指 名 委 員 報 酬 委 員	株式会社流通研究社代表取締役社長 一般社団法人日本マテリアルフロー研究センター常務理事
取 締 役	小 川 正 則	指 名 委 員 報 酬 委 員	
取 締 役	内 田 善 昭	監 査 委 員 長	内田善昭公認会計士事務所所長 内田善三公認会計士事務所
取 締 役	磯 村 隆 夫	報 酬 委 員 監 査 委 員	フィリップモリスジャパン合同会社 中部リージョンリージョンゼネラルマネージャー 株式会社大森園芸ホールディングス代表取締役社長 株式会社大森園芸代表取締役社長
取 締 役	川 田 光 太	指 名 委 員 報 酬 委 員	東京青果株式会社常務取締役 東京青果貿易株式会社常務取締役

- (注) 1. 取締役中山俊博、奥野義博、菊田一郎、小川正則、内田善昭、川田光太の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査委員長である内田善昭氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役内田善昭氏は、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。
4. 当社は、監査委員会の職務を補助するものとして、監査委員会事務局を設置し、重要会議への出席等を通じて情報収集を行うほか、内部監査室と連係のうえ、執行役から定期的にヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査委員を設置しておりません。

② 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
川 田 一 光	2019年6月22日	任 期 満 了	指 報 名 酬 委 员 員 東京青果株式会社代表取締役社長

③ 執行役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表執行役社長	磯 村 信 夫	株式会社大森園芸取締役 花き施設整備有限会社取締役 株式会社大田花き花の生活研究所取締役 株式会社大田ウイングス代表取締役社長
執行役副社長	小 杉 圭 一	株式会社九州大田花き取締役
執行役常務	吉 武 利 秀	ロジステイック本部長 株式会社大田ウイングス取締役
執行役	金 子 和 彦	管理本部長 株式会社とうほくフラワーサポート監査役 株式会社九州大田花き監査役 株式会社大田花き花の生活研究所監査役 株式会社大田ウイングス監査役
執行役	淺 沼 建 夫	営業本部長 株式会社大田ウイングス取締役
執行役	萩 原 正 臣	株式会社九州大田花き代表取締役社長
執行役	加 藤 了 瞽	社長室長 株式会社大田花き花の生活研究所取締役

(注) 1. 2020年4月1日付で執行役萩原正臣氏が執行役専務に就任しました。なお、2020年3月31日をもって株式会社九州大田花き代表取締役社長を辞任し、2020年4月1日付で同社取締役に就任しております。

2. 2020年4月1日付で、平野俊雄氏が執行役に就任し、情報システム本部長を担当しております。
3. 2020年4月1日付で、大西克典氏が執行役に就任し、営業本部副本部長を担当しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(3) 取締役および執行役の報酬等

① 報酬委員会による取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針

当社の報酬委員会は、以下のとおり取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針を定めております。

基本方針

報酬委員会は、取締役および執行役の報酬等の基準を公平かつ適正に定めることを目的とし、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案しつつ、業績に見合った額を支給することとしております。

報酬体系

イ. 取締役報酬

取締役が受ける報酬については、その主な職務が監督機能であり、業務執行から独立した立場であることから、固定報酬としての基本報酬のみ支給しております。基本報酬の支給水準については、前年度の支給実績を参考にしつつ、職責に応じて、経営環境等を勘案して決定しております。

ロ. 執行役報酬

執行役が受ける報酬については、基本報酬と賞与で構成されております。基本報酬は、役位に応じて決定した額を固定報酬として毎月支給しております。賞与は、業績向上と企業価値増大へのインセンティブを高める観点から、業績を参考に決定しております。

報酬委員会の活動内容

報酬委員会は、以下のとおり取締役および執行役が受ける報酬の妥当性に関する審議を行い、個人別報酬を決定いたしました。

- ・2019年6月22日：取締役および執行役の報酬について

② 当事業年度に係る取締役および執行役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (7)	13,800千円 (12,000)
執行役	7	109,794
合計	15	123,594

- (注) 1. 期末現在の人員は、取締役8名、執行役7名で、取締役の内1名は執行役を兼任しているため、役員の総数は14名です。取締役と執行役の兼任者については、執行役の欄に支給人員・支給額を記載しており、取締役の欄には含まれておりません。なお、上記の合計の員数と役員の総数が相違しておりますのは、2019年6月22日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいるためあります。
2. 当事業年度において役員賞与は支給しておりません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- イ. 取締役菊田一郎氏は、株式会社流通研究社の代表取締役社長および一般社団法人日本マテリアルフロー研究センター常務理事を兼務しております。なお、当社は株式会社流通研究社および一般社団法人日本マテリアルフロー研究センターとの間には重要な取引はありません。
 - ロ. 取締役内田善昭氏は、内田善昭公認会計士事務所の所長と内田善三公認会計士事務所を兼務しております。なお、当社は内田善昭公認会計士事務所および内田善三公認会計士事務所との間には重要な取引はありません。
 - ハ. 取締役川田光太氏は、東京青果株式会社の常務取締役および東京青果貿易株式会社の常務取締役を兼務しております。なお、当社は東京青果株式会社および東京青果貿易株式会社との間には重要な取引はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
- イ. 社外取締役は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者になったことはありません。
 - ロ. 社外取締役は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはありません。
 - ハ. 社外取締役は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者と二親等以内の親族関係はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会への出席状況および活動状況

	取締役会（7回開催）		主な活動内容
	出席回数	出席率	
取締役 中山俊博	7	100%	当事業年度開催の取締役会全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
取締役 奥野義博	7	100	当事業年度開催の取締役会全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
取締役 菊田一郎	6	85	出席した取締役会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
取締役 小川正則	7	100	当事業年度開催の取締役会全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
取締役 内田善昭	7	100	当事業年度開催の取締役会全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
取締役 川田光太	6	100	2019年6月22日の就任以降に開催された取締役会6回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

ロ. 監査委員会への出席状況および活動状況

	監査委員会（7回開催）		主な活動内容
	出席回数	出席率	
監査委員長 内田善昭	7回	100%	当事業年度開催の監査委員会全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査委員 奥野義博	7	100	当事業年度開催の監査委員会全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 興亜監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬の算定根拠および決定のプロセス等の客観性・合理性について必要な検証を行いました。さらに、過去の報酬実績等と比較検討し、会計監査人の報酬等の額について妥当と認め、同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社である株式会社九州大田花きおよび株式会社大田ウィングスにつきましても、興亜監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人を法定の解任事由に基づき解任する場合には、全員一致の決議によって、会計監査人を解任いたします。この場合においては、監査委員会が選定した監査委員が、解任後最初の株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

執行役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要是以下のとおりであります。

① 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

執行役は、「執行役規則」、「文書処理規程」に従い、職務執行に係る情報の文書を適切に保存および管理する。

(運用状況)

執行役は、社内規程に基づき職務執行に係る情報の文書を適切に管理しており、監査委員会が求めたときは、いつでも文書を閲覧に供しめるなど適切に対応しております。

② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行から生じるリスクを一定の範囲にとどめるリスク管理活動が重要との認識のもと、「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を整備し、管理する。

(運用状況)

「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を整備しており、リスク管理部門の責任者は、当社がさらされているリスクを適切に認識・把握し、これを管理しております。また、リスクの状況その他のリスク管理上の情報につき執行役社長および監査委員会に報告し、必要に応じて提言を行っております。

③ 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「執行役会規則」、「執行役職務分掌規程」に基づく職務執行体制をとり、執行役の職務執行の適法性と効率性の確保を図る。

(運用状況)

執行役会を定期的にまたは必要に応じて臨時に開催し、迅速な意思決定を行っております。業務執行に係る重要な案件については、取締役会へ報告し、職務執行の適法性、効率性を図っております。

④ 当社の執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

執行役および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するため、経営理念、行動基準を定める。また、「コンプライアンス規程」、「内部通報規程」等の社内規則を制定し、法令等を遵守するための体制を整備する。

(運用状況)

経営理念および行動基準は常に社内で閲覧できる状態にあり、機会ある毎に社内周知、社内教育を行うとともに、代表執行役社長自らが企業理念を役職員に伝えております。また、風通しの良い社風維持を心掛け、社内におけるコンプライアンス違反行為に気がついたときは、報告・連絡・相談が迅速に行われるようしております。

法令等に関して疑義のある行為が発生した場合または発生するおそれがある場合には、厳正な調査を行い、改善・再発防止策を実施しております。加えて重要な法務的問題およびコンプライアンスに関する事項については、社外の弁護士と適宜協議し指導を受けております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「子会社管理規程」に基づき、当社グループの管理体制を定め、業務の適正を確保する。また、「内部監査規程」に基づき、内部監査室が、当社グループの内部管理体制の適切性および有効性を検証および評価する。

(運用状況)

定期的に当社グループ会議を開催し、当社グループの業務執行状況の報告を受けております。また、当社グループの事業について、法令遵守体制、リスク管理体制を整備するため、当社内部監査室、社長室および管理本部はこれらを横断的に管理しております。

⑥ 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助するため、使用人からなる監査委員会事務局を置く。

(運用状況)

監査委員会の職務を補助するため、監査委員会事務局を置き、運営にあたっております。

⑦ 前号の使用人の執行役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会事務局員の人事等については、あらかじめ監査委員会の同意を得て決定する。

(運用状況)

監査委員会事務局員の人事等は、監査委員会と協議の上決定しております。

⑧ 当社の監査委員会への報告に関する体制

1) 当社の執行役および使用人が監査委員会に報告するための体制

「監査委員会に対する報告に関する規程」を定め、執行役および使用人が監査委員会に報告する。また、「内部監査規程」に基づき、内部監査室長は内部監査終了後、内部監査で発見・指摘した問題点等およびこれに関する評価・意見を記載し、内部監査部門担当執行役および監査委員会に報告する。

(運用状況)

監査委員会を組織する監査委員は、取締役会および経営会議等に出席することにより、執行役および使用人から業務の執行状況ならびに社内の重要な情報を把握しております。

執行役および使用人は、監査委員会に対して以下の事項を報告しております。

イ. 執行役

- ・取締役会の決議により委任を受けた事項を決定したときは、当該決定に関する事項
- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項
- ・各部門の業務遂行状況

ロ. 使用人

- ・各部門の月次業務遂行状況

2) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制

子会社の役員および社員等は、監査委員から業務執行について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。また、「内部通報規程」に基づき、本社内部監査室が事実関係の調査の結果、法令違反行為が行われている事を確認した時は、直ちに本社または子会社に報告する。

(運用状況)

当社グループの役員および使用人等は、当社監査委員会から業務に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行っております。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査委員会に対して上記報告を行ったことを理由として当該報告者は不利な取扱いを受けないものとする。

(運用状況)

当社グループ各社において上記方針を徹底しております。

⑩ 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員が職務の執行において、費用の請求をしたときは、その費用等が当該監査委員の職務に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

(運用状況)

監査委員の請求に従い、適切に対応しております。

⑪ その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員は経営会議等の重要な会議へ出席し、情報意見交換を行う。また、内部監査室と連携をとり、必要に応じて内部監査室に調査を求める。

(運用状況)

監査委員会は、執行役、使用人等の職務執行に対して厳格な監督を行い、必要に応じて執行役、使用人等に説明を求めております。さらに稟議書等を閲覧することにより監査の実効性の向上を図っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分に対する考えは、株主価値の重視を経営方針の重要課題の1つと考え、株主の皆様が長期的かつ安定して保有していただくために、安定した配当を継続的に行っていきたいと考えております。そのうえで事業年度の収益状況や今後の見通し、配当性向、キャッシュ・フローを勘案して適切な配当を実施してまいります。

併せて企業体質の強化ならびに競争力を増強するための戦略的投資に備えるため内部留保金を継続して確保してまいります。剰余金の配当等の決定機関は取締役会であります。

この基本方針に基づき、当期の剰余金の配当につきまして、1株当たり普通配当を10円とさせていただきました。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位 : 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,522,674	流 動 負 債	1,661,159
現 金 及 び 預 金	1,801,740	受 託 販 売 未 払 金	1,002,506
売 掛 金	1,584,526	買 掛 金	76,640
商 品	741	1年内返済予定の長期借入金	323,808
短 期 貸 付 金	119,807	リ 一 ス 債 務	16,694
そ の 他	68,829	未 払 金	48,896
貸 倒 引 当 金	△52,970	未 払 法 人 税 等	39,944
固 定 資 産	5,269,747	未 払 消 費 税 等	41,995
有 形 固 定 資 産	3,485,366	賞 与 引 当 金	16,500
建 物 及 び 構 築 物	2,952,408	そ の 他	94,173
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	0	固 定 負 債	2,507,034
器 具 及 び 備 品	397,030	長 期 借 入 金	1,618,470
土 地	87,752	リ 一 ス 債 務	32,849
リ 一 ス 資 産	48,175	繰 延 税 金 負 債	30,681
無 形 固 定 資 産	96,884	退 職 給 付 に 係 る 負 債	389,099
ソ フ ト ウ エ ア	92,618	資 产 除 去 債 務	139,703
電 話 加 入 権	4,265	預 り 保 証 金	206,630
投 資 そ の 他 の 資 産	1,687,496	長 期 未 払 金	89,600
投 資 有 価 証 券	711,926	負 債 合 計	4,168,193
長 期 貸 付 金	302,049	(純 資 産 の 部)	
破 産 更 生 債 権 等	6,828	株 主 資 本	4,624,228
長 期 前 払 費 用	68,282	資 本 金	551,500
繰 延 税 金 資 産	155,317	資 本 剰 余 金	402,866
保 険 積 立 金	411,938	利 益 剰 余 金	4,020,401
そ の 他	61,990	自 己 株 式	△350,539
貸 倒 引 当 金	△30,836	純 資 産 合 計	4,624,228
資 产 合 計	8,792,422	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,792,422

連 結 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から)
 (2020年3月31日まで)

(単位 : 千円)

科 目	金 額
売 上 高	24,906,260
売 上 原 価	22,402,837
売 上 総 利 益	2,503,423
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,495,066
當 業 利 益	8,357
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	4,592
受 取 配 当 金	7,738
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	7,570
そ の 他	52,106
當 業 外 費 用	72,008
支 払 利 息	8,290
そ の 他	228
經 常 利 益	71,847
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	71,847
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	45,768
法 人 税 等 調 整 額	△22,723
当 期 純 利 益	23,044
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	48,802
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	—
	48,802

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位 : 千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	551,500	402,866	4,032,651	△350,539	4,636,478	4,636,478
当 期 変 動 額						
剩 余 金 の 配 当			△61,052		△61,052	△61,052
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			48,802		48,802	48,802
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△12,249	—	△12,249	△12,249
当 期 末 残 高	551,500	402,866	4,020,401	△350,539	4,624,228	4,624,228

【連結注記表】

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- | | |
|-----------|----------------------------|
| ・連結子会社の数 | 2社 |
| ・連結子会社の名称 | 株式会社九州大田花き
株式会社大田 ウィングス |

②非連結子会社

- | | |
|---------------|--|
| ・主要な非連結子会社の名称 | 株式会社大田花き花の生活研究所 |
| ・連結の範囲から除いた理由 | 株式会社大田花き花の生活研究所は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。 |

(2) 持分法の適用の範囲に関する事項

①持分法を適用した関連会社の状況

- | | |
|------------------|---|
| ・持分法を適用した関連会社数 | 3社 |
| ・持分法を適用した関連会社の名称 | 株式会社とうほくフラワーサポート
株式会社ディーオーシー
花き施設整備有限会社 |

②持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

- | | |
|---------------------|--|
| ・持分法を適用しない主要な会社等の名称 | 株式会社大田花き花の生活研究所 |
| ・持分法を適用しない理由 | 当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。 |

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

・商品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～47年

機械装置及び運搬具 2～12年

器具及び備品 3～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

二. 長期前払費用

定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,755,043千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	5,500,000株
------	------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

2019年5月24日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 61,052千円
- ・1株当たり配当額 12円
- ・基準日 2019年3月31日
- ・効力発生日 2019年6月24日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2020年5月22日開催の取締役会決議において次の通り決議いたしました。

- ・配当金の総額 50,876千円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・基準日 2020年3月31日
- ・効力発生日 2020年6月29日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等限定し、資金調達については、設備投資計画に基づき、主に銀行借入により調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は、事業活動から生じた営業債権であり、顧客の信用リスクが存在します。

当該リスクに関しては、グループ各社の債権管理規定に基づき、取引先ごとの期日・残高管理を行い、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握に努めております。

受託販売未払金は、事業活動から生じた営業債務であり、そのほとんどが40日以内に支払期日が到来します。

借入金は、主に建物の建築に要した資金の借入であり、固定金利で調達することにより金利の変動リスクを回避しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握するものが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,801,740	1,801,740	—
(2) 売掛金	1,584,526	1,584,526	—
資産合計	3,386,267	3,386,267	—
(3) 受託販売未払金	1,002,506	1,002,506	—
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,942,278	1,937,014	△5,263
負債合計	2,944,784	2,939,520	△5,263

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 受託販売未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

借入金については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式	711,926

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 908円91銭
- (2) 1株当たり当期純利益 9円59銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,438,353	流 動 負 債	1,607,119
現 金 及 び 預 金	1,635,636	受 託 販 売 未 払 金	1,004,515
売 掛 金	1,550,679	買 掛 金	43,471
前 渡 金	46	1年内返済予定の長期借入金	323,808
前 払 費 用	35,697	リ 一 ス 債 務	15,259
短 期 貸 付 金	232,281	未 払 金	44,889
そ の 他	36,981	未 払 費 用	58,574
貸 倒 引 当 金	△52,970	未 払 法 人 税 等	32,400
固 定 資 産	5,293,001	未 払 消 費 税 等	32,534
有 形 固 定 資 産	607,753	前 受 金	1,777
建 物	78,963	預 り 金	29,305
構 築 物	111	前 受 収 益	2,456
器 具 及 び 備 品	396,970	賞 与 引 当 金	16,500
土 地	87,752	そ の 他	1,625
リ 一 ス 資 産	43,955	固 定 負 債	2,327,870
無 形 固 定 資 産	96,884	長 期 借 入 金	1,618,470
ソ フ ト ウ エ ア	92,618	リ 一 ス 債 務	29,721
電 話 加 入 権	4,265	退 職 給 付 引 当 金	389,099
投 資 そ の 他 の 資 産	4,588,363	預 り 保 証 金	200,980
投 資 有 価 証 券	433,819	長 期 未 払 金	89,600
関 係 会 社 株 式	533,735	負 債 合 計	3,934,990
出 資 金	600	(純 資 産 の 部)	
長 期 貸 付 金	3,060,585	株 主 資 本	4,796,363
破 産 更 生 債 権 等	6,828	資 本 金	551,500
長 期 前 払 費 用	5,427	資 本 剰 余 金	402,866
繰 延 税 金 資 産	155,317	資 本 準 備 金	389,450
開 設 者 預 託 保 証 金	8,000	そ の 他 資 本 剰 余 金	13,416
保 険 積 立 金	411,938	利 益 剰 余 金	4,192,536
そ の 他	14,548	利 益 準 備 金	30,125
貸 倒 引 当 金	△30,836	そ の 他 利 益 剰 余 金	
投 資 損 失 引 当 金	△11,600	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	2,947
資 产 合 計	8,731,354	別 途 積 立 金	4,075,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	84,464
		自 己 株 式	△350,539
		純 資 産 合 計	4,796,363
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,731,354

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から)
2020年3月31日まで)

(単位 : 千円)

科 目	金 額
売 上 高	
受 託 品 売 上 高	23,349,874
買 付 品 売 上 高	462,486
付 帯 業 務 料	165,857
	23,978,218
売 上 原 価	
受 託 品 売 上 原 価	21,119,068
買 付 品 売 上 原 価	436,350
	21,555,419
売 上 総 利 益	2,422,799
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,467,449
営 業 損 失	44,649
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	34,614
受 取 配 当 金	15,988
そ の 他	53,210
	103,813
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	8,290
そ の 他	228
	8,518
経 常 利 益	50,645
税 引 前 当 期 純 利 益	50,645
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	34,672
法 人 税 等 調 整 額	△18,512
当 期 純 利 益	34,485

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
2020年3月31日まで)

(単位 : 千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 合計
当 期 首 残 高	551,500	389,450	13,416	402,866	30,125	5,895	4,075,000	108,083	4,219,103
当 期 変 動 額									
剰余金の配当								△61,052	△61,052
固定資産圧縮 積立金の取崩						△2,947		2,947	—
当 期 純 利 益								34,485	34,485
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△2,947	—	△23,619	△26,566
当 期 末 残 高	551,500	389,450	13,416	402,866	30,125	2,947	4,075,000	84,464	4,192,536

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当 期 首 残 高	△350,539	4,822,930	4,822,930
当 期 変 動 額			
剰余金の配当		△61,052	△61,052
固定資産圧縮 積立金の取崩		—	—
当 期 純 利 益		34,485	34,485
当期変動額合計	—	△26,566	△26,566
当 期 末 残 高	△350,539	4,796,363	4,796,363

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法を採用しております。

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 3～47年

構築物 10～20年

器具及び備品 3～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

②無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(リース資産を除く) 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用 定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②投資損失引当金 関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態の実情を勘案して必要額を計上しております。
- ③賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、簡便法により当事業年度における自己都合退職による期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,202,923千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権・債務
- | | |
|----------|-------------|
| ① 短期金銭債権 | 214,636千円 |
| ② 長期金銭債権 | 2,758,536千円 |
| ③ 短期金銭債務 | 4,299千円 |
| ④ 長期金銭債務 | 1,500千円 |

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- | | |
|--------------|-----------|
| ① 営業取引による取引高 | 522,781千円 |
| ② 営業取引以外の取引高 | 47,311千円 |
- (2) 受託品売上原価は、受託品売上高より東京都中央卸売市場条例による委託手数料及び荷扱い料を控除したものであります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	412,326	—	—	412,326

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	25,644 千円
賞与引当金	5,049
未払事業税	5,172
未払費用	758
長期未払金	27,417
退職給付引当金	119,064
投資有価証券評価損	917
投資損失引当金	3,549
その他	14,662
小計	202,237
評価性引当額	△45,619

合計

156,617 千円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△1,299 千円
合計	△1,299 千円
繰延税金資産の純額	155,317 千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社 大田ウイングス	東京都 大田区	15,000	不動産 賃貸業	(所有) 直接100	あり	資金の援助	資金の返済	222,912	短期 貸付金	111,456
										長期 貸付金	2,758,536
								利息の受取 (注)	30,018	前受 収益	2,273

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付金の金利につきましては、市場金利等を参考にした利率としております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びそ の近親者が 議決権の過 半数を有し ている会社	株式会社 大森花卉	東京都 大田区	10,000	生花仲卸	(被所有) 直接0.3	なし	当社取扱商 品の販売	受託品等 の販売 (注)	2,367,757	売掛金	163,805
	株式会社 フローラルジャパン	東京都 大田区	15,000	生花仲卸	(被所有) 直接0.1	なし	当社取扱商 品の販売	受託品等 の販売 (注)	662,028	売掛金	64,681
	株式会社 神奈川県園芸市場	神奈川県 横浜市	20,000	生花卸売	-	なし	当社取扱商 品の販売	受託品等 の販売 (注)	130,111	売掛金	4,185

取引金額には消費税等は含まず、残高には消費税等を含んで表示しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)一般取引先と同様であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 942円74銭
- (2) 1株当たり当期純利益 6円78銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

株式会社大田花き
取締役会御中

興亜監査法人
東京都千代田区

指定期員 公認会計士 柿原佳孝 (印)
業務執行社員
指定期員 公認会計士 近田直裕 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大田花きの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大田花き及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

株式会社大田花き
取締役会御中

興亜監査法人
東京都千代田区

指定期員 公認会計士 柿原佳孝 印
業務執行社員
指定期員 公認会計士 近田直裕 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大田花きの2019年4月1日から2020年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第32期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき構築されている会社の内部統制にかかる体制全般について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③会社の内部統制にかかる体制に関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該会社の内部統制にかかる体制に関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

株式会社大田花き 監査委員会

監査委員 内 田 善 昭 (印)
監査委員 奥 野 義 博 (印)
監査委員 磯 村 隆 夫 (印)

(注) 監査委員 内田善昭及び奥野義博は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役 8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 8名は任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、取締役 8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の略歴は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	磯村信夫 (1950年2月16日) 【再任】	1973年3月 株式会社大森園芸市場（現株式会社大森園芸）入社 1975年4月 同社取締役（現任） 1989年1月 当社設立専務取締役 1994年2月 当社代表取締役社長 2002年8月 花き施設整備有限会社取締役（現任） 2005年6月 当社取締役兼代表執行役社長（現任） 当社取締役会会長（現任） 当社指名委員長（現任） 当社報酬委員長（現任） 2007年1月 株式会社大田花き花の生活研究所取締役（現任） 2014年4月 株式会社大田ウイングス代表取締役社長（現任）	160,000株

（取締役候補者とした理由）

磯村信夫氏は、当社の取締役として長年に亘り経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、花き業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	なか やま とし ひろ 中山 俊博 (1946年3月21日) 【再任】 【社外取締役】	<p>1969年4月 住友商事株式会社入社</p> <p>1979年6月 同社青果部長代理</p> <p>1979年6月 住商フルーツ株式会社常務取締役</p> <p>1995年5月 米国住友商事会社副社長</p> <p>2006年4月 ミツワ自動車株式会社代表取締役社長</p> <p>2008年6月 当社社外取締役（現任） 当社指名委員（現任） 当社報酬委員（現任）</p>	—
(取締役候補者とした理由)			
中山俊博氏は、住商フルーツ株式会社常務取締役、米国住友商事会社の副社長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。			
同氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年であります。			
3	おく の よし ひろ 奥野 義博 (1952年4月25日) 【再任】 【社外取締役】	<p>1978年4月 日本鋼管株式会社（現JFEエンジニアリング株式会社）入社</p> <p>2009年4月 JFEネット株式会社取締役</p> <p>2010年5月 JFEアドバンストライト株式会社代表取締役社長</p> <p>2014年6月 当社社外取締役（現任） 当社指名委員（現任） 当社報酬委員</p> <p>2018年6月 当社監査委員（現任）</p>	—
(取締役候補者とした理由)			
奥野義博氏は、JFEネット株式会社の取締役、JFEアドバンストライト株式会社の代表取締役を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。			
同氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	きくたいちろう 菊田一郎 (1957年5月24日) 【再任】 【社外取締役】	<p>1983年3月 株式会社流通研究社入社</p> <p>1990年4月 同社月刊「無人化技術（現マテリアルフロー）」編集長</p> <p>2011年6月 同社専務取締役</p> <p>2015年12月 一般社団法人日本マテリアルフロー研究センター代表理事</p> <p>2016年11月 同法人常務理事</p> <p>2017年6月 当社社外取締役（現任） 当社指名委員（現任） 当社報酬委員（現任）</p> <p>2017年7月 株式会社流通研究社代表取締役社長</p>	—

(取締役候補者とした理由)

菊田一郎氏は、株式会社流通研究社の代表取締役、一般社団法人日本マテリアルフロー研究センターの常務理事を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しております、その経験を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

		1972年4月 坂田種苗株式会社（現株式会社サカタのタネ）入社	
5	おがわまさのり 小川正則 (1949年7月16日) 【再任】 【社外取締役】	<p>2003年9月 サカタ・オーナメンタルズ・ヨーロッパ副社長</p> <p>2006年5月 株式会社長野セルトップ副社長</p> <p>2008年6月 日本ジフィーポット・プロダクツ株式会社代表取締役社長</p> <p>2018年6月 当社社外取締役（現任） 当社指名委員（現任） 当社報酬委員（現任）</p>	—

(取締役候補者とした理由)

小川正則氏は、サカタ・オーナメンタルズ・ヨーロッパの副社長、株式会社長野セルトップの副社長、日本ジフィーポット・プロダクツ株式会社の代表取締役を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しております、その経験を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
6	うちだよしあき 内田善昭 (1969年12月23日) 【再任】 【社外取締役】	<p>1992年4月 井上斎藤英和監査法人(現 有限責任あづさ監査法人)入社</p> <p>1994年3月 公認会計士登録</p> <p>1995年9月 内田善昭公認会計士事務所開設 同事務所所長(現任)</p> <p>1996年4月 内田善三公認会計士事務所入所 (現任)</p> <p>2003年3月 税理士登録</p> <p>2008年6月 当社社外取締役(現任) 当社指名委員 当社報酬委員 当社監査委員</p> <p>2015年6月 当社監査委員長(現任)</p> <p>2016年7月 当社報酬委員</p>	—
(取締役候補者とした理由)			
内田善昭氏は、公認会計士および税理士として専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。			
同氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。			
同氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年であります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
7	いそ むら たか お 磯 村 隆 夫 (1976年8月20日) 【再任】	<p>2007年7月 フィリップモ里斯ジャパン株式会社 (現フィリップモ里斯ジャパン合同会社) 入社</p> <p>2011年9月 株式会社大森園芸ホールディングス代表取締役社長 (現任)</p> <p>2012年3月 株式会社大森園芸代表取締役社長 (現任)</p> <p>2016年6月 当社取締役 (現任) 当社指名委員 当社報酬委員 (現任)</p> <p>2017年6月 当社監査委員 (現任)</p> <p>2020年2月 フィリップモ里斯ジャパン合同会社 中部リージョン リージョンゼネラル マネージャー (現任)</p>	—
(取締役候補者とした理由)			
8	かわ だ こう た 川 田 光 太 (1984年3月25日) 【再任】 【社外取締役】	<p>2006年4月 丸紅株式会社入社</p> <p>2017年4月 東京青果株式会社入社 顧問</p> <p>2017年5月 東京青果貿易株式会社常務取締役 (現任)</p> <p>2017年6月 東京青果株式会社取締役</p> <p>2018年6月 同社常務取締役 (現任)</p> <p>2019年6月 当社社外取締役 (現任) 当社指名委員 (現任) 当社報酬委員 (現任)</p>	—
(取締役候補者とした理由)			
<p>川田光太氏は、東京青果株式会社の常務取締役、東京青果貿易株式会社の常務取締役を務めており、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、その経験を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>同氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中山俊博、奥野義博、菊田一郎、小川正則、内田善昭、川田光太の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 内田善昭氏は、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の独立性について
- ① 社外取締役候補者は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者になったことはありません。
- ② 社外取締役候補者は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後も受ける予定はありません。
- ③ 社外取締役候補者は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者と二親等以内の親族関係はありません。
- (2) 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は、中山俊博、奥野義博、菊田一郎、小川正則、内田善昭、川田光太の各氏との間で責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。（契約内容の概要は、事業報告の10頁に記載のとおりです。）

以上

メモ

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都大田区東海三丁目2番1号
東京都中央卸売市場大田市場
事務棟2階 大ホール
(TEL 03-3799-5431)
(株式会社大田花き 総務ティーム)



【直通バスのご案内】

東京モノレール流通センター駅前から株主総会会場（大田市場事務棟）への直通バスをご用意しておりますのでご利用ください。

流通センター駅 出発時間 9時30分 10時00分

株主総会終了後は東京モノレール流通センター駅経由 JR大森駅への直通バスをご用意しております。

【会場までの交通】

- 東京モノレール流通センター駅より徒歩で約15分
- JR大森駅より京急バスで約20分
- 京浜急行平和島駅より京急バスで約10分